

自治体との電子契約締結のメリットと対応方法 (弁護士ドットコム説明)

運営：弁護士ドットコム（株）

紙とハンコの課題を解決する 電子契約サービス



CLOUDSIGN



電子契約サービス「クラウドサイン」とは



電子署名法

クラウドサインは電子署名法2条1項と同法3条に準拠する仕様を標準仕様としており、契約の真正性における推定項を得やすいサービスでございます。



電子帳簿保存法

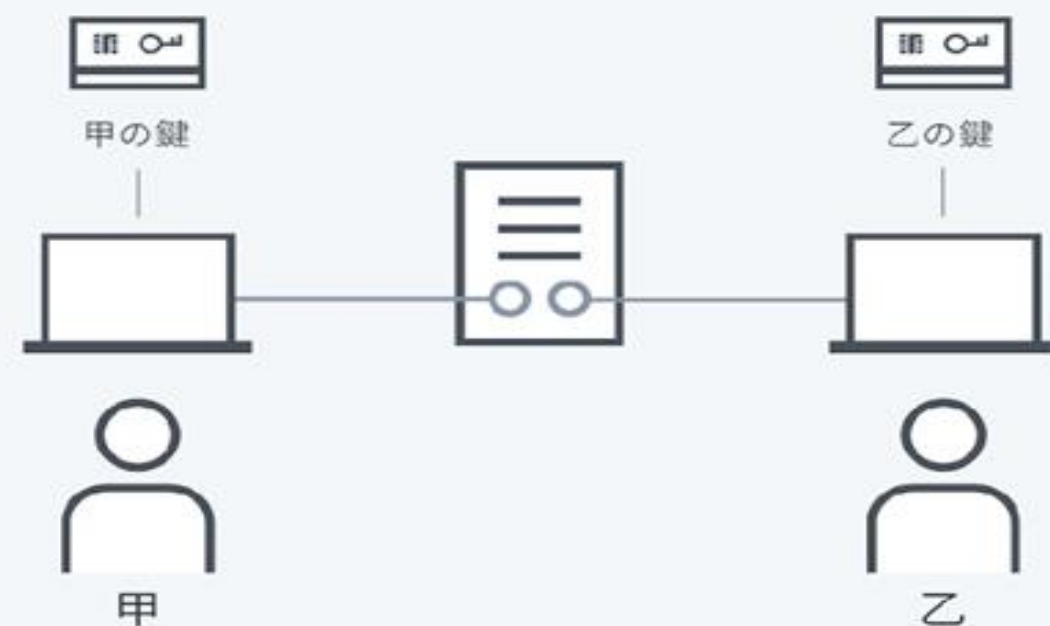
弁護士監修の機能開発で電子帳簿保存法に準拠「認定タイムスタンプ」を採用し、法的に安心してご利用いただけます。現行の法令への対応だけでなく、これからの電子契約自体の普及に向けて、積極的に活動を行っております。

クラウドサインは受信者も事前準備が不要な「事業者署名型」



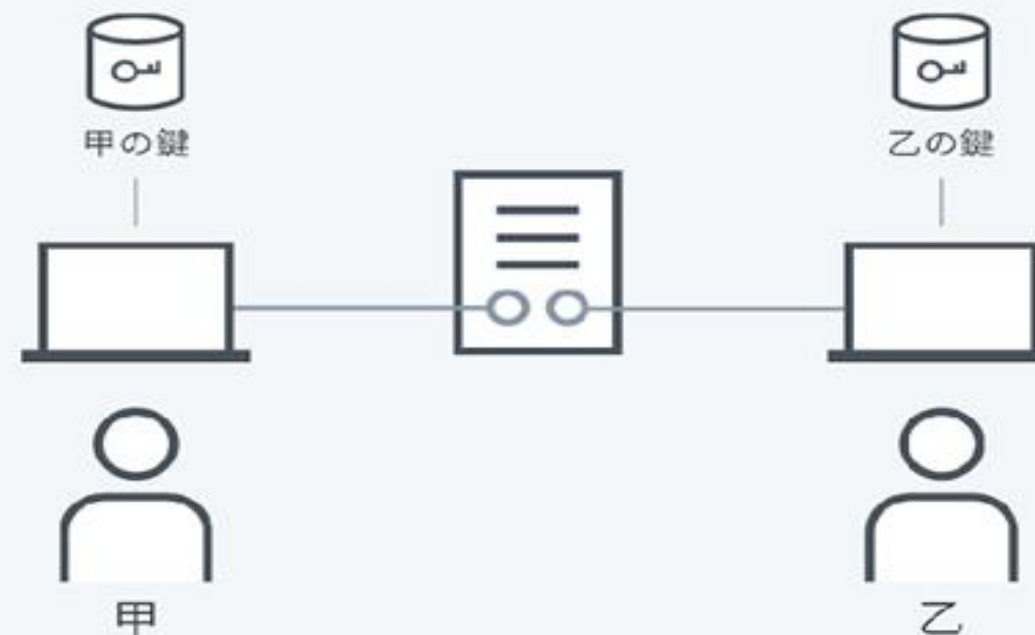
当事者署名型
契約締結当事者の保有する電子署名を付与する
(電子署名の準備が双方必要)

ローカル型電子署名
ICカードとローカルPC前提の技術



署名鍵をそれぞれが購入し、鍵を格納した物件 (ICカード等) を保有している必要あり

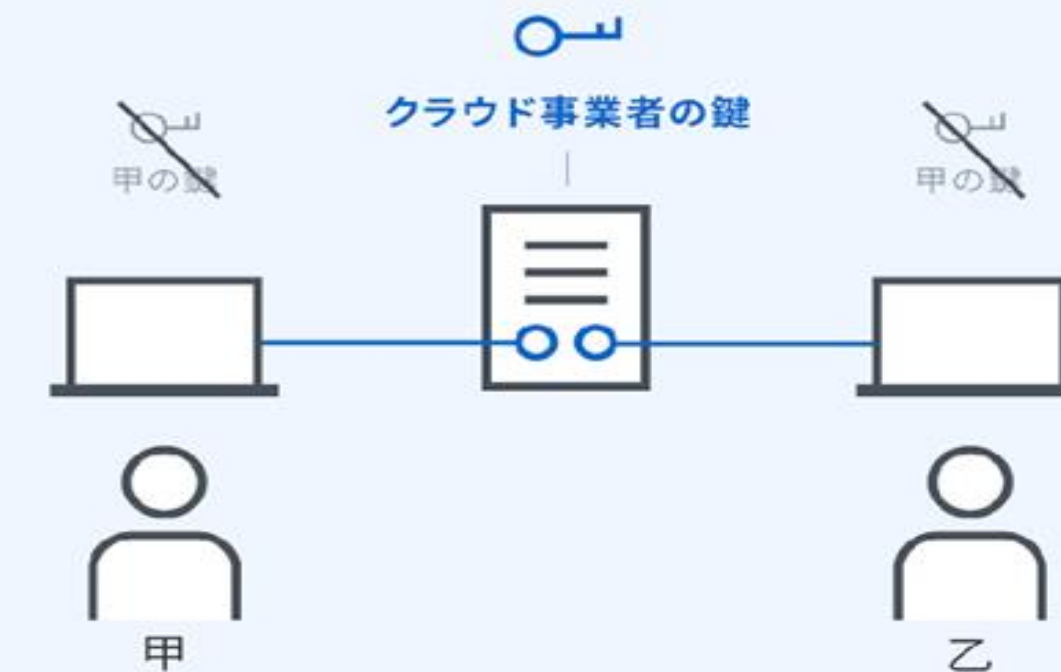
リモート型電子署名
署名鍵をICカードからサーバー上へ



署名鍵をサーバー上で管理するため物件 (ICカード等) に縛られないが、署名鍵を準備する手間は残る

事業者署名型
契約締結当事者の指示を受けて電子契約サービス事業者の保有する電子署名を付与する

クラウド型電子署名
ICカード・署名鍵の準備負担がゼロに



署名鍵をクラウド事業者が準備して提供するため、利用者はその事業者に署名指図を行うだけ

※ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)の認証取得
※全国20都道府県の導入実績

電子契約を利用するうえでは下記の3つの要素を押さえることで、
印鑑の代わりにご利用いただくことが可能です。
クラウドサインは全ての観点を満たす仕様のため、安心してご利用いただけます。



1 電子署名法2条1項を
満たしている



2 契約相手方の負担なく
3条電子署名が可能



3 国際標準規格の
PAdESに準拠している

法的効力

- 契約内容を改ざんすることができない
- 電子契約書に作成者の明示がされる
- 電子契約した署名者の本人性が担保される

有効期限

- 長期署名を残す事ができる
- 長期保管する事ができる

2021年2月5日

総務省・法務省・経済産業省・財務省よりクラウドサインが日本初、
電子署名法第2条第1項に定める「電子署名」に該当すると回答。

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A

サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関して、電子署名法上の位置付けを明確にするため、Q&Aを作成いたしました。

▣ [電子署名法第2条関係Q&A\(令和2年7月17日\)](#) [PDF:221KB]

▣ [電子署名法第3条関係Q&A\(令和2年9月4日\)](#) [PDF:162KB]

産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づく回答について

産業競争力強化法第7条第3項の規定に基づき、次のとおり回答しましたので、お知らせします。

回答日	事業者名	回答等
令和3年2月5日	弁護士ドットコム株式会社	照会書【PDF】 回答書【PDF】

▣ [民事局フロントページへ戻る](#)

ご視聴ありがとうございました